

国立大学法人東京農工大学規則等制定及び改廃手続規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(審議機関)</p> <p>第3条 規則等の制定等に当たっては、次の各号に掲げる機関の審議を経るものとする。ただし、第3号の規程及び細則については、審議の前に監事の意見を聴くものとする。</p> <p>(1) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第20条第4項第3号及び同法第21条第4項第3号の規定により審議される機関が定められている規則等については、当該機関を経て役員会</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>(審議機関)</p> <p>第3条 規則等の制定等に当たっては、次の各号に掲げる機関の審議を経るものとする。ただし、第3号の規程及び細則については、審議の前に監事の意見を聴くものとする。</p> <p>(1) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第20条第5項第3号及び同法第21条第4項第3号の規定により審議される機関が定められている規則等については、当該機関を経て役員会</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>「国立大学法人法」の条番号の訂正</p>

附 則(令和5年9月25日規程第42号)

この規程は、令和5年9月25日から施行する。